



(地Ⅲ87)

平成20年6月19日

都道府県医師会  
担当理事 殿

日本医師会

常任理事 内田 健



社会保険診療報酬支払基金「都道府県・市区町村医師会が特定健診・特定保健指導機関の請求事務代行を行う場合の取扱いについて」変更の通知について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、社会保険診療報酬支払基金からの「都道府県・市区町村医師会が特定健康診査・特定保健指導機関の請求の事務代行等を行う場合の取扱いについて」の通知は、平成19年2月6日付（地Ⅲ274）をもって、また、「都道府県・市区町村医師会が特定健康診査・特定保健指導機関の特定健診のみの請求の事務代行を行う場合の取扱いについて」の通知につきましては、平成20年4月21日付（地Ⅲ31）をもって、貴会宛にお送りいたしました。

これらの通知においては、都道府県医師会、市区町村医師会（以下、「都道府県医師会等」という）が請求事務代行を行う場合には、データ受領書、受付エラー連絡書及び返戻・過誤返戻データ（以下、「データ受領書等」という）が、支払基金から都道府県医師会等に送付されることとなっていました。

今般、支払基金において、データ受領書等の送付先を健診等機関ごとに都道府県医師会等へ送付するか、または、健診等機関に送付するかのいずれかを選択できることになり、その取扱いについて別添のとおり、基金本部後期高齢者医療部長より都道府県基金幹事長宛に通知がなされました。

なお、この取り扱いは、従来どおり同一の健診等機関の健診等データごとにデータ受領書等の送付先を選択できるものではありません。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、該当する医師会におきましては、必要に応じて支払基金へ届出様式を提出いただきますとともに、貴会管下市区町村医師会への周知方、よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

なお、本通知につきましては、本会ホームページに掲載することを申し込み添えます。



本後高事管 000086  
平成 20 年 6 月 13 日

都道府県基金幹事長 殿

基金本部後期高齢者医療部長  
( 公 印 省 略 )

都道府県・都市区医師会が特定健診・特定保健指導機関の  
請求事務代行を行う場合の取扱いについて（通知）

このことについては、本年 2 月 1 日付け基情発第 166 号及び 4 月 15 日付け本情管シ発 000017 により通知したところですが、請求事務代行に係る都道府県・都市区医師会（以下「県医師会等」という。）及び特定健診・特定保健指導機関（以下「健診等機関」という。）の特定健診・特定保健指導データ（以下「健診等データ」という。）の授受方法等について、日本医師会と協議の上、下記のとおり変更し取り扱うこととしたので適切に対応願います。

なお、県医師会等が健診等機関の特定健診・特定保健指導の費用（以下「健診等費」という。）の受領に関する権限を委任された場合の取扱いについては、従前どおりとします。

また、本通知の趣旨については、日本医師会から都道府県医師会あて連絡されることを申し添えます。

記

1 変更の経緯及び概要

県医師会等が会員である健診等機関の健診等費に係る請求事務代行を行えることとしたのは、日本医師会からの要望により、健診等データの作成が不可能な健診等機関に対応するためであり、この場合、請求事務代行を県医師会等に依頼した健診等機関に係る健診等データについては、すべて県医師会等から基金に提出され、データ受領書、受付エラー連絡書及び返戻・過誤返戻データ（以下「データ受領書等」という。）については、すべて基金から県医師会等に送付することとしていた。

しかし、健診等機関及び県医師会等の事情により、データ受領書等の送付先を県医師会等だけでなく、健診等機関にできるよう強い要望があり、日本医師会と協議の結果、従前の取扱いとは別に、健診等機関ごとに県医師会等又は健診等機関のいずれかを送付先として選択できることとした。この場合、健診等データに係る照会についても、送付先と同様とする。

なお、この取扱いは、同一の健診等機関の健診等データごとにデータ受領書等の送付先を選択できることではないこと。

## 2 届出様式の追加

(1) 県医師会等が健診等機関の特定健診及び特定保健指導双方の費用に係る請求事務代行を行う場合、データ受領書等の送付先を選択可能とするための届出様式として、新たに「特定健診・特定保健指導機関の請求事務代行について（送付先選択用）」（別紙1）（以下「別紙1様式」という。）及び「健診等費用の請求の事務代行を行う特定健診・特定保健指導機関一覧（送付先選択用）」（別紙2）（以下「別紙2様式」という。）を作成したこと。

なお、県医師会等が健診等機関の特定健診の費用のみ請求事務代行を行う場合は、同様式を準用し、4月15日付け本情管シ発000017の記の1の(2)のア及びイにより取り扱うこと。

(2) 新たに追加した届出様式については、今後、県医師会等から提出される場合に使用するものであり、既に「特定健診・特定保健指導機関の請求事務代行について」及び「健診等費用の請求の事務代行を行う特定健診・特定保健指導機関一覧」を提出している県医師会等に対して、基金から再提出を依頼するものではないこと。

## 3 都道府県医師会への周知

都道府県医師会へは、別紙1様式、別紙2様式及び参考資料をもって、上記1及び2について説明すること。

また、原則20日までに県医師会等から別紙1様式及び別紙2様式を受理した場合、翌々月のデータ受領書の送付先から変更されることについても、併せて説明すること。

なお、既に「特定健診・特定保健指導機関の請求事務代行について」及び「健診等費用の請求の事務代行を行う特定健診・特定保健指導機関一覧」を提出している県医師会等から、データ受領書等の送付先を変更したい旨問合せがあった場合は、別紙1様式及び別紙2様式に県医師会等が行う請求事務代行に係るすべての健診等機関を記載の上、提出願うこと。

## 4 登録業務

県医師会等から別紙1様式及び別紙2様式を受理したときは、別紙3を参考に特定健診・保健指導決済システムにより登録処理すること。

なお、支部で登録が困難な場合は、本部に照会すること。

(1) データ受領書等の送付先が県医師会等の場合は、「健診・保健指導機関情報登録・変更」の送付先情報タブの送付先機関番号に医師会番号を登録すること。

- (2) データ受領書等の送付先が健診等機関の場合は、「健診・保健指導機関情報登録・変更」の送付先情報タブの送付先機関番号に健診等機関番号を登録すること。

本件に関する問合せ先

後期高齢者医療部 事業管理課

鈴木・小柴・宮内

IP TEL. 内線発信番号 + 48 + 477 • 478

## 特定健診・特定保健指導機関の請求事務代行について（送付先選択用）

社団法人〇〇医師会は、別紙に記載の特定健診機関・特定保健指導機関の特定健診費用及び特定保健指導費用の請求に関する事務の代行を実施することとしました。

については、請求の事務代行を行ふに当たり、次のとおり取扱うこととします。

- 1 請求の事務代行を行ふに当たり、知り得た機密に係る事項については、第三者に漏洩はいたしません。
- 2 特定健診機関・特定保健指導機関と医師会の間において紛争が生じた場合、当事者間ににおいて解決するものとします。
- 3 健診等データの授受方法

## (1) 支払基金への健診等データの提出

- ① 健診等機関単位に健診データファイル (zipファイル) 及び保健指導データファイル (zipファイル) を作成し、一括して支払基金へ提出する。
  - ② 支払基金で受付後に提出されるデータ受領書及び受付エラー連絡書については、各健診等機関単位（健診・保健指導データファイル別）に作成したものを、各健診等機関又は医師会が受領する。
  - ③ 支払基金で受けた健診等データの照会確認等については、支払基金と各健診等機関又は医師会の間で行う。（照会内容によって、医師会から該当健診等機関へ照会確認を行い、結果を支払基金へ連絡する。）
- (2) 支払基金からの返戻・過誤返戻データの受領  
支払基金で健診等機関単位に健診返戻・過誤返戻データファイル (zipファイル) 及び保健指導返戻・過誤返戻データファイル (zipファイル) を作成し、各健診等機関又は医師会が受領する。
- (3) 請求形態

- ア 電子媒体 (CD-R)     イ 電子媒体 (MO)

平成 年 月 日

請求事務代行者

医師会名

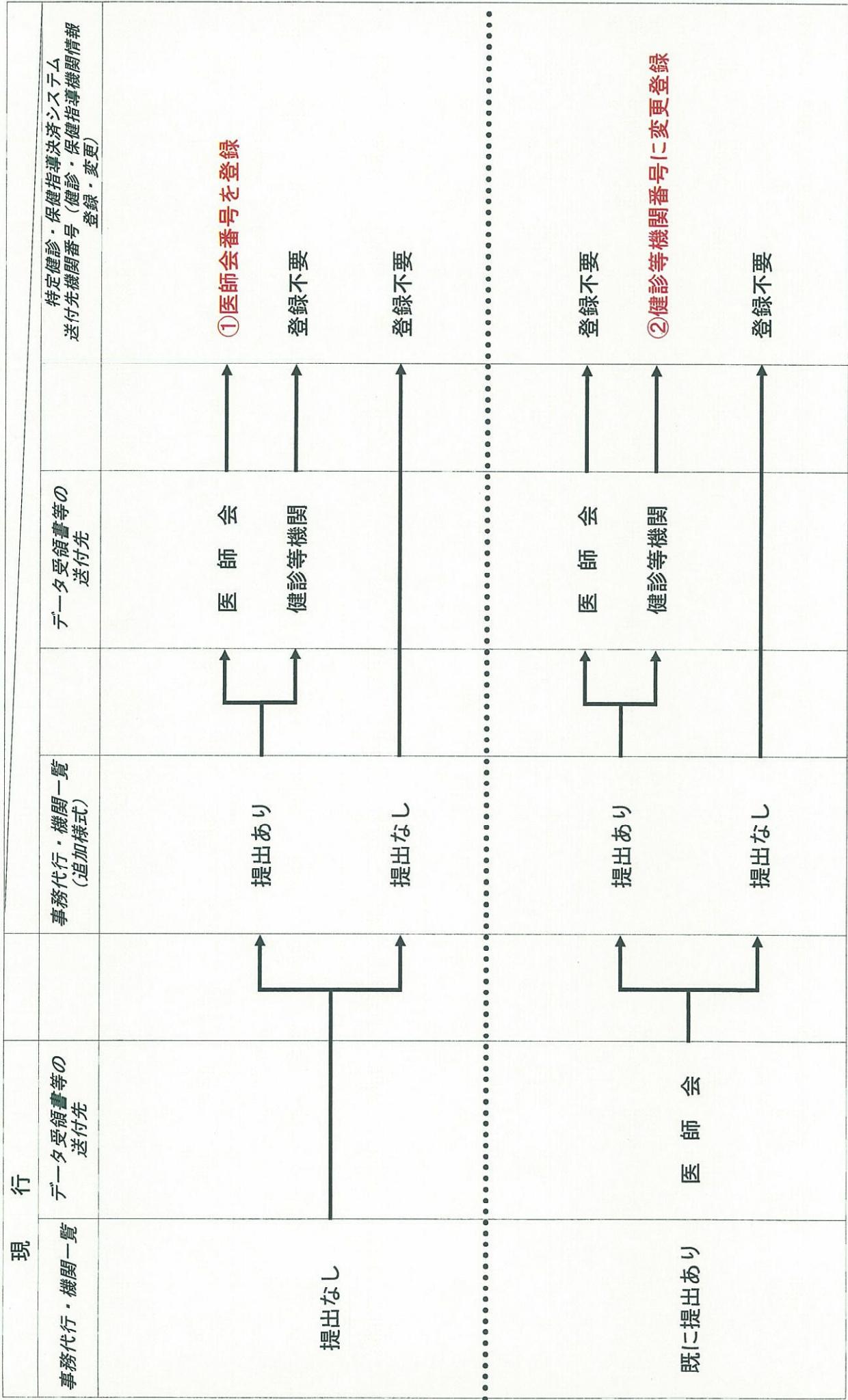
医師会長名

㊞

社会保険診療報酬支払基金幹事長 殿

健診等費用の請求の事務代行を行う特定健診・特定保健指導機関一覧 (送付先選択用)

「健診等費用の請求の事務代行を行う特定健診・特定保健指導機関一覧」に係るマスタ登録パターン



## 都道府県・都市区医師会が会員機関の健診等データを代行提出する場合のデータ授受

